

令和2年7月豪雨により被災された県内中小企業者の設備投資を支援します！

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね
公益財団法人 しまね産業振興財団
経営支援課 担当：野津
連絡先：0852-60-5113
e-mail：ty@joho-shimane.or.jp

令和2年7月豪雨より設備が滅失するなど新たな設備投資を余儀なくされた県内中小企業者を支援するため、当財団の設備貸与制度に「災害対応枠」を新たに設けます。

■設備貸与制度とは

県内中小企業者の経営基盤強化・経営革新及び公害防止に必要な機械・設備を財団が代わって販売業者から直接購入し、長期かつ低利で割賦販売する制度です。

■対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、令和2年7月豪雨により被災された方で、公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類（市町村発行の被災証明等）をお持ちであること。

■対象業種

概ね全業種

■対象設備

県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備

■貸与限度額

100万円 ～ 5,000万円（税込設備価格）

■割賦損料（金利）

当初3年間 無利子 4年目以降 年1.60%（固定）

■返済期間

原則10年以内（内、元金据置3年以内） ※公害防止設備は最長15年以内

■保証金

なし

■連帯保証人

法人にあっては原則代表者のみ、個人にあっては原則不要

【問い合わせ先】

公益財団法人 しまね産業振興財団

[県東部の方] 経営支援課 総合相談グループ

TEL:0852-60-5113 /FAX:0852-60-5105

[県西部の方] 石見事務所

TEL:0855-24-9301/FAX:0855-22-0577